

第5号議案

小谷自治会

小谷自治会 会則・細則の改訂について

1. 改訂の趣旨、ねらい

現行会則および細則に定められた理念、目的、沿革、経緯を尊重しつつ、コロナ禍以降の実態や、電子化（デジタル化）の進展等を見据えて、一部条文の見直しを行うとともに、今後の自治会運営、活動の指針とする。

2. 主な改訂点

会則については、改訂は行わない。

細則については、次の項目について、改訂をおこなう。

- (1) 入町1地区1班について、班の規模が40世帯を超えており、班長の負担を軽減するため、これを2班に分割する。(表記 入町1-1-1、入町1-1-2)
- (2) 会費の徴収および入会と退会について、現状に即して当該条文を改める。
- (3) 定例支出金（赤十字事業資金、歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金）について、その内容、手続きについて、明記する。
- (4) 菅谷神社分担金について、その内容、手続きについて、明記する。
- (5) 各種団体（定例会構成メンバー）を令和8年3月31日現在のものに改める。
- (6) 衛生指導員制度の廃止に伴い、衛生指導員を規定した条文はこれを削除する
- (7) 小谷地域集会所の利用について、書面による申請のほか電子申請についても取扱することとする。
- (8) 地区長・班長役割説明会について、附則の一文を設ける

3. 改訂条文（案）及び細則の変更／現行対比表は別紙のとおりである。

（省略 自治会ホームページ参照）

4. 追記

自治会規則や役員名簿を金融機関や関係部署から求められることが多いことから、最新版に改訂をおこなうものです。

以上